

香川県報



号外 2

平成 15 年

4 月 1 日（火曜日）

目次

規則

- 単独県費補助条例施行規則等の一部を改正する等の規則 (政 策 課) 一
- 社会福祉法人の助成に関する条例施行規則 (健康福祉総務課) 四

告示

- 香川県補助金等交付規則の施行に伴う関係規程の整備等に関する規程 (みどり整備課、労働政策課、畜産課、土地改良課) 六

規則

単独県費補助条例施行規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。
平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十二号

単独県費補助条例施行規則等の一部を改正する等の規則

(単独県費補助条例施行規則の一部改正)

第一条 単独県費補助条例施行規則（昭和三十一年香川県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第五条中「（第三号様式）」を「は、第三号様式によるものとし、当該申請書に改め、の各号」を削り、「添附するものとする」を「添付しなければならない」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「（第一号様式）」を「は、第一号様式によるものとし、当該申請書

に改め、「までに」を削り、「その都度」を「別に定める日（までに）」に改め、同条第二項中「申請書には」を「申請書には、「に、添えなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「下廻る」を「下廻る」に改め、同条第二項中「前項」を「前条の規定にかかわらず、前項」に、「つど」を「都度」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出しを「（補助率）」に改め、同条中「第三条の補助金の率」を「第二条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の補助率」に改め、同条を第三条とする。

第一条中「単独県費補助条例（昭和三十一年香川県条例第一号。以下「条例」という。）を「条例」に、「その他の」を「知事が適当と認める」に改め、「の各号」を削り、「をいう」を「とする」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。
(趣旨等)

第一条 この規則は、単独県費補助条例（昭和三十一年香川県条例第一号。以下「条例」という。）に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、条例及びこの規則に定めるもののほか、香川県補助金等交付規則（平成十五年香川県規則第二十八号）の定めるところによる。

第九条を次のように改める。

(立入検査等)

第九条 知事は、補助事業の執行の適正を期するため必要があるときは、事業者に対して報告をさせ、又はその職員に、当該補助事業の施行地その他関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
第十条を削る。

第十一条中「速かに」を「速やかに」に、「竣工検査」を「規定による検査（以下「竣工検査」という。）」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「竣工検査の場合にあつては」を「知事は、竣工検査に際しては」に、「ある」を「できる」に、「必要な」を「当該竣工検査に必要な」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「竣工検査」を「竣工検査」及び「速やかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「補助金交付請求書(第七号様式)」を「請求書」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の見出し中「事業」を「補助事業」に改め、同条第一項中「事業」を「補助事業を」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条を削る。

別表中「第二条、第三条」を「第三条、第四条」に改める。

第六号様式中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、「(事業採択申請書)」を削る。

第七号様式中「() 県費補助事業採択申請」を「() 県費補助事業採択申請書」に改め、「採択していただく」を「採択される」に改め、同様式注一中「請負人、事業名」に改める。

第八号様式中「第4条」を「第5条」に改め、「(事業計画概算書)」及び「部 町 大字 字」を削る。同様式注一中「事業名」を「事業名」に改める。

第九号様式中「第5条」を「第6条」に改め、「(補助金交付申請書)」を削る。

第十号様式中「第5条」を「第6条」に改め、「() 事業県費補助金交付申請書」に改め、「年 月 日付」を「年 月 日付」に改め、「対し」を「ついて」に改め、「交付していただく」を「交付される」に改め、同様式注一を削る。同様式注二として次のように改める。

注 () 内には、事業名を記載すること。

第九号様式中「(工事着手届)」を削る。「付」を「付け」に改め、「補助指令の」を「補助金交付の指令の」と改め、「お届けします」を「届け出ます」に改め、同様式注一中「直営、」を「直営又は」に改め、「請負人」を「請負人」に改め、同様式注二中「事業名」を「事業名」に改める。

第十号様式中「付」を「付け」に改め、同様式注一中「直営、」を「直営又は」に改め、同様式注二中「事業名」を「事業名」に改める。

第十一号様式中「(事業変更(中止、廃止)承認申請書)」を削る。「() 県費補助事業変更(中止、廃止)承認申請」を「() 県費補助事業変更(中止、

廃止)承認申請書」及び「付」を「付け」に改め、「補助指令の」を「補助金交付の指令の」と改め、「承認していただく」を「承認される」に改め、同様式注一を削る。同様式注二として次のように改める。

注 () 内には、事業名を記載すること。

第六号様式中「第一条」を「第十条」に改め、「(工事完了届)」を削る。「付」を「付け」に改め、「補助指令の」を「補助金交付の指令の」と改め、「お届けします」を「届け出ます」に改め、同様式注一中「請負、直営」を「直営又は請負」に改め、同様式注二中「請負人」を「請負人」に改め、同様式注三中「事業名」を「事業名」に改める。

第七号様式を次のように改める。

第七号様式 削除

第八号様式中「第14条」を「第13条」に改め、「年 月 日付」を「年 月 日付」に改め、同様式注中「事業名」を「事業名」に改める。

(農業委員会等交付金等交付規則の一部改正)

第二条 農業委員会等交付金等交付規則(昭和三十一年香川県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

2 前項に規定する交付金及び負担金は、香川県補助金等交付規則(平成十五年香川県規則第二十八号)第二条第一項第三号に規定する給付金とする。

3 交付金等の交付については、この規則に定めるもののほか、香川県補助金等交付規則の定めるところによる。

第二条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同項第四号中「掲げる」を「規定する」に改め、「地域」を「区域」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に改め、「農地法」の下に「の規定」を加え、同条第三項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第三条中「正副二部」を削る。

第五条第一項中「通知」を「規定による通知書の交付」に改め、「正副二部」を削り、同条第二項中「正副二部」を削る。

第六条中「を概算払うことがある」を「の概算払をする」に改める。

第八条中「、次に」を「次に」に改め、「正副二部」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 第一條の規定による改正後の単独県費補助条例施行規則の規定は、平成十五年度以降の補助金について適用し、平成十四年度分までの補助金については、なお従前の例による。
 - 3 第一條の規定による改正前の単独県費補助条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。
 - 4 第二條の規定による改正後の農業委員会等交付金等交付規則の規定は、平成十五年度分以降の交付金、負担金及び補助金について適用し、平成十四年度分までの交付金、負担金及び補助金については、なお従前の例による。
 - 5 第三條の規定による改正後の香川県林道事業補助規則の規定は、平成十五年度分以降の補助金について適用し、平成十四年度分までの補助金については、なお従前の例による。
 - 6 第三條の規定による改正前の香川県林道事業補助規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。
- 社会福祉法人の助成に関する条例施行規則をここに公布する。
- 平成十五年四月一日
- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 香川県規則第六十三号
- 社会福祉法人の助成に関する条例施行規則
- 社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(昭和四十五年香川県規則第三十八号)の全部を改正する。
- (趣旨等)

第一條 この規則は、社会福祉法人の助成に関する条例(昭和四十五年香川県条例第三十六号、以下「条例」という。)(第七條の規定に基づき、社会福祉法人に対する助成に關し必要な事項を定めるものとする。

2 条例第二條の規定による補助金の交付については、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、条例及びこの規則に定めるもののほか、香川県補助金等交付規則(平成十五年香川県規則第二十八号)の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第二條 条例第二條の規定により交付する補助金(以下「補助金」という。)(の補助対象事業、補助対象者及び補助率は、別に定める。

(補助金の概算払)

第三條 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付をすることが出来る。

(貸付対象事業等)

第四條 条例第二條の規定により貸し付ける資金(以下「貸付金」という。)(の貸付対象事業、貸付対象者、貸付金額の限度、据置期間、償還期間及び利率は、別に定める。

(連帯保証人)

第五條 貸付金の貸付けを受けようとする者は、二人の保証人を立てなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項本文の保証人は、貸付金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付金の貸付けの決定)

第六條 知事は、条例第四條の規定による貸付金の貸付けに係る申請書等の提出があったときは、当該申請書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、貸付金の貸付けの決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な貸付けを行うため必要があるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて貸付金の貸付けの決定をすることが出来る。

(決定の通知)

第七條 知事は、前條の規定により貸付金の貸付けの決定をしたときは、速やかに、その

決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を貸付金の貸付けの申請をした者に書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第八条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る貸付金の貸付けの決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して十五日以内に、書面により当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る貸付金の貸付けの決定は、なかつたものとみなす。

(貸付金の交付)

第九条 第七条の規定による通知を受けた者は、貸付金の交付を受けようとするときは、貸付金交付請求書に借用証書その他知事が指定する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(貸付対象事業の変更等の承認等)

第十条 貸付金の貸付けを受けた者(以下「貸付事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

一 貸付対象事業に要する経費の配分の変更(別に定める軽微な変更を除く。)(をしようとするとき。

二 貸付対象事業の内容の変更(別に定める軽微な変更を除く。)(をしようとするとき。

三 貸付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 貸付事業者は、貸付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は貸付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(貸付金の貸付けの決定の取消し等)

第十一条 知事は、前条第一項の承認をする場合において必要と認めるとき、又は貸付事業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、貸付金の貸付けの決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 条例又はこの規則の規定に違反したとき。

二 貸付金を目的以外の事業に使用し、又は使用するおそれがあるとき。

三 偽りその他不正な手段により貸付金の貸付けの決定又は貸付金の交付を受けたとき。

四 貸付金の貸付けの決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

(償還の方法)

第十二条 貸付金の償還は、年賦の元金均等償還の方法によるものとする。ただし、繰上償還をすることを妨げない。

(償還条件の変更)

第十三条 知事は、貸付事業者が災害、経済事情の著しい変更その他特別の事由により貸付金の償還をすることが著しく困難であると認められるときは、償還期間の延長その他必要と認める償還条件の変更をすることができる。

2 前項の償還条件の変更を受けようとする者は、申請書に理由書その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(貸付金の延滞金)

第十四条 貸付事業者は、貸付金を償還すべき日までにこれを償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の延滞金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年(じゆんねん)の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(補則)

第十五条 この規則に定めるもののほか、貸付金に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の規定は、平成十五年度分以降の補助金及び貸付金について適用し、平成十四年度分までの補助金及び貸付金については、なお従前の例による。

告示

香川県告示第二百九号

香川県補助金等交付規則の施行に伴う関係規程の整備等に関する規程を次のように定める。
る。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県補助金等交付規則の施行に伴う関係規程の整備等に関する規程

(香川県認定職業訓練助成事業費補助金(運営費)交付規程の一部改正)

第一条 香川県認定職業訓練助成事業費補助金(運営費)交付規程(昭和三十三年香川県告示第五百四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」といふ。」を削り、「ついでに」の下に「、香川県補助金等交付規則(平成十五年香川県規則第二十八号。以下「規則」といふ。)(に定めるもののほか」を加える。

第四条を削り、第三条を第四条とし、第二条の二を第三条とする。

第五条を削る。

第六条第一項中「補助金の交付の決定」を「規則第七条の規定による通知」に、「」に該当するに至つた」を「いずれかに該当する」に改め、「場合は、」の下に「あらかじめ」を加え、同項第一号中「補助事業者が、」を削り、「を著しく変更しようとするとき、」を「の変更(別に定める軽微な変更を除く。)(をしようとする場合」に改め、同項第二号中「とき、」を「場合」に改め、同条第一項中「又は、」を「又は」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(財産の管理)

第九条 規則第二十二條第二項ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第二十二條第二項第四号の知事が別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が五十万円以上の財産とする。

3 補助事業者が知事の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があつたときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

第十条から第十五条までを削る。

第一号様式中「第3条」を「第4条」に、「法施行規則」を「職業能力開発促進法施行細則」に改める。

第二号様式中「第8条」を「第7条」に、「法施行規則」を「職業能力開発促進法施行細則」に改める。

第三号様式中「第9条」を「第8条」に、「法施行規則」を「職業能力開発促進法施行細則」に改める。

(香川県土地改良事業設計費補助金交付規程の一部改正)

第二条 香川県土地改良事業設計費補助金交付規程(昭和三十五年香川県告示第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「補助金」を「香川県土地改良事業設計費補助金(以下「補助金」といふ。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 補助金の交付については、香川県補助金等交付規則(平成十五年香川県規則第二十八号。以下「規則」といふ。)(に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。第六条を削る。

第七条中「補助金交付の決定の」を「規則第七条の規定による」に、「事業に」を「事業に」に改め、同条を第六条とする。

第八条を第七条とし、第九条を削り、第十条を第八条とし、第十一条を第九条とする。

第十二條第二項中「により補助金の交付の申請をした」を「の適用を受けた」に、「なつた」を「なつた」に改め、同条を第十条とする。

第十三條を削る。

第十四條中「前条の」を「規則第十四條の規定による」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。
(補助金の概算払)

第十一号様式に「第11号様式」と「第11号様式(第13条関係)」に代る「平成」と
並ぶ「印」と「印」に「年 月 日付」と「年 月 日付け」と「第14条」と「
第13条」に代る「香川県土地改良事業設計費補助金交付規程第12条の規定に基づく」
を削り、同様式を第十一号様式とし、第十号様式の次に次の一様式を加える。

第11号様式（第12条関係）

年 月 日

香川県知事 殿

事務所所在地

事業施行者

代表者 氏 名 印

土地改良事業設計費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあつた土地改良事業設計費補助金について、香川県土地改良事業設計費補助金交付規程第12条第2項の規定により、次のとおり概算払をされるよう請求します。

金 円也

支払の 方法	口座 振替払 <input type="checkbox"/>	銀行 (支) 店							現金払 <input type="checkbox"/>
		預金 種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座 番号				
		(フリガナ) 口座 名義							

- (注) 1 希望する支払の方法の□の箇所にㄥ印を付してください。
 2 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□の箇所にㄥ印を付してください。
 3 現金払は、指定金融機関の店舗名を記載してください。
 4 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
 5 印影届は、現金払の場合に請求印と同じ印（代理受領者にあつては、代理受領者の印）を押してください。
 6 別紙概算払請求内訳を添付してください。

印 影 届

別紙

概算払請求内訳

1 概算払の請求の理由

2 事業遂行状況

地区名	費口	実施計画		出来高		進捗率 (B) / (A) %	既受領額 円	今回 請求額 円	残 額 円
		事業費 (A) 円	補助金 円	事業費 (B) 円	補助金 円				
計									

3 事業完了予定年月日 年 月 日

(香川県造林事業補助金交付規程の一部改正)

第三条 香川県造林事業補助金交付規程(昭和三十六年香川県告示第四百八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の一部を補助する」を「**について香川県造林事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する**」に改め、同条に次の一項を加える。

2 補助金の交付については、香川県補助金等交付規則(平成十五年香川県規則第二十八号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第八条から第十一条までを削る。

第十二条第一項に後段として次のように加え、同条を第八条とし、第十三条を第九条とする。

この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、補助事業者等に対して成林に必要な保育について指示をすることができる。

(農地等の干害応急対策事業補助金交付規程の一部改正)

第四条 農地等の干害応急対策事業補助金交付規程(昭和三十八年香川県告示第九十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県農地干害応急対策事業補助金交付規程

第一条中「個人が共同して」を「**共同施行者(土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)第七十七条第七号に掲げる者をいう。以下同じ。)**」が「**に**」に、「農地等」を「**農地における**」に、「補助金」を「**香川県農地干害応急対策事業補助金(以下「補助金」という。)**」に改め、同条に次の一項を加える。

2 補助金の交付については、香川県補助金等交付規則(平成十五年香川県規則第二十八号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第三条中「補助」を「補助金の交付」に、「干害応急対策事業採択申請書」を「**農地干害応急対策事業採択申請書**」に、「干害応急対策事業出来高調書」を「**農地干害応急対策事業出来高調書**」に改める。

第五条の見出しを「**(補助金の交付申請)**」に改め、同条第一項中「補助見込額の」を削り、「**干害応急対策事業補助金交付申請書**」を「**農地干害応急対策事業補助金交付**

申請書」に改め、「の各号」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 農地干害応急対策事業成績書(第四号様式)

二 農地干害応急対策事業費収支精算書(第五号様式)

第五条第一項第三号中「補助金の交付に係る事業(以下「補助事業」という。)」を「**事業**」に改め、同条第二項を削る。

第六条第一項中「補助金の交付を決定したのち、」を「**規則第七条の規定により補助金の交付の決定を通知した場合においては、当該通知に係る**」に、「**行ない**」を「**行い**」に、「**これを**」を「**これを当該**」に改め、同条第二項中「通知」を「**規定による通知**」に、「**補助金交付請求書**」を「**農地干害応急対策事業補助金交付請求書**」に改める。
第七条を次のように改める。

(財産の管理)

第七条 規則第二十二條第二項ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第二十二條第二項第四号の知事が別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が五十万円以上の財産とする。

3 補助事業者が知事の承認を受けてその事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があつたときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

第八条を削る。

別表中「別表」を「**別表(第二条関係)**」に改め、同表市町、土地改良区、土地改良区連合又は農業協同組合が行う事業の項中「**掘さく**」を「**掘削**」に改め、「**ものに**」の下に「**に係る工事**」を加え、「**へ揚水機**」を「**(揚水機)**」に、「**付属部品**」を「**付属部品**」に、「**干水害**」を「**干害**」に改め、「**実施したもの**」の下に「**にあつては**」を加え、同表個人が共同して行う事業の項中「**個人が共同して**」を「**共同施行者が**」に、「**水田及び**」を「**水田又は**」に、「**こえる**」を「**超える**」に改め、「**実施したもの**」の下に「**にあつては**」を加える。

第一号様式中「**掘さく**」を「**掘削**」に、「**掘さく**」を「**(掘削)**」に、「**に**」を「**に**」に

「年度干害応急対策事業採択申請書」や「農地干害応急対策事業採択申請書」及び「発生した農地等の」や「発生した農地における」及び「農地等の干害応急対策事業補助金交付規程」や「香川県農地干害応急対策事業補助金交付規程」に記載の。

様式（即ち第1号様式）第2号様式、第2号様式（第3条関係）」及び「年度干害応急対策事業出来高調査」や「農地干害応急対策事業出来高調査」に記載の。回覧付添付「別紙1」や「別紙1」に記載の。回覧付添付「干害応急対策事業」や「農地干害応急対策事業」に記載の。

様式を次のように定める。

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

香川県知事 殿

~~団地番号~~

~~事業主体番号~~

事務所所在地

事業主体名

代表者職名氏名

㊟

農地干害応急対策事業補助金交付申請書

年 月 日付け 第 号で採択の通知のあつた農地干害応急対策事業補助金を交付されるよう、香川県農地干害応急対策事業補助金交付規程第5条の規定に基づき関係書類を添えて次のとおり申請します。

金 円也

添付書類

- 1 農地干害応急対策事業成績書
- 2 農地干害応急対策事業費収支精算書
- 3 香川県農地干害応急対策事業補助金交付規程第5条第3号に掲げる書類

様式は「第4号様式」や「第4号様式(第5条関係)」のほか、「県名」及び「香川県」や「香川県」の「干害応急対策事業成績書」や「農地干害応急対策事業成績書」及び「干害応急対策事業の」や「農地干害応急対策事業の」のほか「回覧表」に「(または田)」や「(田目)」及び「形状、寸法、規格」や「形状・寸法・規格」のほか「回覧表」に記入する。

注 本表には、機械器具費以外の費用で購入した財産で、香川県補助金等交付規則第22条第2項第1号から第3号までに掲げるもの及び香川県農地干害応急対策事業補助金交付規程第7条第2項に規定するものについて記入すること。

様式は「第5号様式」や「第5号様式(第5条関係)」及び「干害応急対策事業費収支精算書」や「農地干害応急対策事業費収支精算書」及び「寄付金」や「寄附金」に改める。
第六号様式を次のように改める。

第6号様式(第6条関係)

農地干害応急対策事業補助金交付請求書

年 月 日

香川県知事 殿

団地番号 / 事業主体番号

事務所所在地

事業主体名

代表者職氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で補助金交付額確定の通知のあつた農地干害応急対策事業補助金について、香川県農地干害応急対策事業補助金交付規程第6条第2項の規定により、次のとおり交付されるよう請求します。

金 円也

支払の 方法	口座 振替払 <input type="checkbox"/>	銀行 (支)店							現金払 <input type="checkbox"/>
		預金 種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座 番号				
		(フリガナ) 口座 名義							

- 注1 希望する支払の方法の口の箇所にㄥ印を付してください。
- 2 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の口の箇所にㄥ印を付してください。
- 3 現金払は、指定金融機関の店舗名を記載してください。
- 4 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
- 5 印影届は、現金払の場合に請求印と同じ印(代理受領者にあつては、代理受領者の印)を押してください。

印 影 届

(香川県草地開発整備事業費補助金交付規程の一部改正)

第五条 香川県草地開発整備事業費補助金交付規程(昭和三十八年香川県告示第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「補助金」を「香川県草地開発整備事業費補助金(以下「補助金」という。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 補助金の交付については、香川県補助金等交付規則(平成十五年香川県規則第二十八号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条中「補助金の交付の決定通知」を「規則第七条の規定による通知」に、「工事に」、「工事に」、「ときは」、「ときは」に改める。

第十条第二項及び第三項中「により交付の申請をした」を「の適用を受けた」に改める。

第十一条を次のように改める。

(補助金の請求)

第十一条 補助事業者は、規則第十四条の規定による通知を受けたときは、直ちに請求書を知事に提出しなければならない。

第十二条の見出しを「(概算払)」に改め、同条第一項中「すでに」を「既に」に、「概算払い」を「概算払」に、「ある」を「できる」に改め、同条第二項中「概算払いの交付を受けよう」を「概算払を請求しよう」に、「概算払請求書(第九号様式)」を「請求書」に改める。

第十三条を次のように改める。

(財産の管理)

第十三条 規則第二十二條第二項ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第二十二條第二項第四号の知事が別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が五十万円以上の機械及び器具とする。

3 補助事業者が知事の承認を受けてその事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があつたときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

第十四条及び第十五条を削る。

第九号様式及び第十号様式を削る。

(香川県認定職業訓練助成事業費補助金(施設及び設備費)交付規程の一部改正)

第六条 香川県認定職業訓練助成事業費補助金(施設及び設備費)交付規程(昭和五十年香川県告示第八百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「同法」を「法」に改め、「ついで」の下に、「香川県補助金等交付規則(平成十五年香川県規則第二十八号、以下「規則」という。)」に定めるもののほか「を加える。

第四条を削り、第三条を第四条とし、第二条の二を第三条とする。

第五条を削る。

第六条第一項中「補助金の交付の決定」を「規則第七条の規定による通知」に、「に該当するに至つた」を「いずれかに該当する」に改め、「場合は」、「の下に「あらかじめ」を加え、同項第一号中「市町又は職業訓練実施団体が」を削り、「を著しく変更しようとするとき。」を「の変更(別に定める軽微な変更を除く。)」をしようとする場合」に改め、同項第二号中「とき。」を「場合」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り上げ、第九条の次に次の一条を加える。

(財産の管理)

第十条 規則第二十二條第二項ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第二十二條第二項第四号の知事が別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が五十万円以上の機械及び器具とする。

3 補助事業者が知事の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があつたときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に

納付させることができる。

第十一条から第十六条までを削る。

第一号様式から第三号様式までの規定中「第3号」を「第4号」に改める。

第四号様式中「第9号」を「第8号」に改める。

第五号様式中「第10号」を「第9号」に改める。

(農地等災害復旧事業補助金交付規程の一部改正)

第七条 農地等災害復旧事業補助金交付規程(昭和五十二年香川県告示第二百十三号)の

一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県農地等災害復旧事業補助金交付規程

第一条中「補助金」を「香川県農地等災害復旧事業補助金(以下「補助金」という。)」

に改め、同条に次の一項を加える。

2 補助金の交付については、香川県補助金等交付規則(平成十五年香川県規則第二十八号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第三条中「第一条の規定による」を削る。

第七条を削る。

第八条中「前条第一項の」を「規則第七条の規定による」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「に知事が必要と認める書類を添えて、知事」を「知事」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条第一項中「に知事が必要と認める書類を添えて、直ちに」を「直ちに」に改め、同条第二項中「により補助金の交付の申請をした」を「の適用を受けた」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を削る。

第十三条中「前条の」を「規則第十四条の規定による」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条第二項中「に理由書及び知事が必要と認める書類を添えて、知事」を「知

事」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条中「により補助金の交付の申請をした」を「の適用を受けた」に、「第十一

条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条を第十四条とし、第十七条を削る。

第十八条中「当該職員に命じて」を「又はその職員に」に、「又は」を「若しくは」に、「検査させ、補助事業者に対して必要な指示をするものとする」を「検査させることができる」に改め、同条に後段として次のように加え、同条を第十五条とする。

この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して

必要な指示をすることができる。

第十九条第一項中「第十二条の」を「規則第十四条の規定による」に改め、「前条の」

の下に「規定による」を加え、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(財産の管理)

第十七条 規則第二十二條第二項ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第二十二條第四号の知事が別に定める財産は、取得価格又は効用の増加

価格が五十万円以上の機械及び器具とする。

3 補助事業者が知事の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があつたときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

第二十条を削り、第二十一条を第十八条とする。

第一号様式中「~~香川県農地等災害復旧事業補助金交付規程~~」を「~~香川県農地等災害復旧事業補助金交付規程~~」に改める。

第二号様式中「~~付~~」を「~~付~~」に、「~~香川県農地等災害復旧事業補助金交付規程~~」を「~~香川県農地等災害復旧事業補助金交付規程~~」に改め、同様式別

紙第一一表を削り、同様式別紙一第二表中「~~香川県農地等災害復旧事業補助金交付規程~~」を「~~香川県農地等災害復旧事業補助金交付規程~~」に改め、同様式別紙一第二表を同様式別紙一

第三表を削る。

同様式別紙一

姫川町警察代任「(第8条関係)」又「(第7条関係)」に「付士第 号」又「
付け 第 号」に「農地等災害復旧事業補助金交付規程第8条」又「香川県農
地等災害復旧事業補助金交付規程第7条」に「お届けします」又「届け出ます」に
改める。

姫川町警察代任「(第9条関係)」又「(第8条関係)」に「付士第 号」又
「付け 第 号」に「農地等災害復旧事業補助金交付規程第9条」又「香川県
農地等災害復旧事業補助金交付規程第8条」に改める。同様各所々々のように改める。

注 第2号様式別紙1及び別紙2に準じ、変更前と変更後が比較対照できるよう変更
前を括弧書きで二段書きにした書類を添付すること。

姫川町警察代任「(第10条関係)」又「(第9条関係)」に「印」又「印」に「
地等災害復旧事業補助金交付規程第10条」又「香川県農地等災害復旧事業補助金交付規
程第9条」に「進捗率」又「進捗率」に改める。

姫川町警察代任「(第11条関係)」又「(第10条関係)」に「付士第 号」又「
付け 第 号」に「農地等災害復旧事業補助金交付規程第11条第1項」又「香
川県農地等災害復旧事業補助金交付規程第10条第1項」に改める。

姫川町警察代任「(第11条関係)」又「(第10条関係)」に「付士第 号」又
「付け 第 号」に「農地等災害復旧事業補助金交付規程第11条第1項」又「
香川県農地等災害復旧事業補助金交付規程第10条第1項」に改める。
第八号様式及び第九号様式を次のように改める。

第 8 号様式（第11条関係）

農地等災害復旧事業補助金交付請求書

年 月 日

香川県知事 殿

補助事業者の住所地、
名称及び代表者氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で補助金交付額確定の通知のあつた農地等災害復旧事業補助金について、香川県農地等災害復旧事業補助金交付規程第11条の規定により、次のとおり交付されるよう請求します。

金 円也
 ただし 金 円也 補助金確定額
 金 円也 既受領額
 金 円也 今回請求額

支払の 方法	口座 振替払 <input type="checkbox"/>	銀行 (支) 店								現金払 <input type="checkbox"/>
		預金 種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座 番号					
		(フリガナ) 口座 名義								

- 注 1 希望する支払の方法の口の箇所にㄥ印を付してください。
 2 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の口の箇所にㄥ印を付してください。
 3 現金払は、指定金融機関の店舗名を記載してください。
 4 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
 5 印影届は、現金払の場合に請求印と同じ印（代理受領者にあつては、代理受領者の印）を押してください。

印 影 届

第9号様式(第12条関係)

農地等災害復旧事業補助金概算払請求書

年 月 日

香川県知事 殿

補助事業者の所在地、
名称及び代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあつた農地等災害復旧事業補助金について、香川県農地等災害復旧事業補助金交付規程第12条第2項の規定により、次のとおり概算払をされるよう請求します。

金 円也

支払の 方法	口座 振替払 <input type="checkbox"/>	銀行 (支)店							現金払 <input type="checkbox"/>
		預金 種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座 番号				
		(フリガナ) 口座 名義							

- 注 1 希望する支払の方法の□の箇所にL印を付してください。
 2 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□の箇所にL印を付してください。
 3 現金払は、指定金融機関の店舗名を記載してください。
 4 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
 5 印影届は、現金払の場合に請求印と同じ印(代理受領者にあつては、代理受領者の印)を押してください。
 6 別紙概算払請求内訳を添付してください。

印影届

別紙

概算払請求内訳

1 概算払の請求の理由

2 事業遂行状況

地区名	費口	実施計画		出 来 高		進捗率 (B) / (A) %	既受領額 円	今 回 請求額 円	残 額 円
		事業費 (A) 円	補 助 金 円	事業費 (B) 円	補 助 金 円				
計									

3 事業完了予定年月日 年 月 日

第十号様式中「(第15条関係)」を「(第13条関係)」に、「印」を「㊟」に、「農地帯災害復旧事業補助金交付規程第15条」を「香川県農地帯災害復旧事業補助金交付規程第13条」に改める。

第十一号様式中「(第16条関係)」を「(第14条関係)」に、「印」を「㊟」に、「瀬戸内海沿岸地域振興補助金交付規程第16条」を「香川県瀬戸内海沿岸地域振興補助金交付規程第14条」に改める。

(土地改良事業補助金交付規程の一部改正)

第八条 土地改良事業補助金交付規程(昭和五十五年香川県告示第千号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県土地改良事業補助金交付規程

第一条中「補助金」を「香川県土地改良事業補助金(以下「補助金」という。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 補助金の交付については、香川県補助金等交付規則(平成十五年香川県規則第二十八号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第三条中「第一条の規定による」を削り、「前年度四月末日」の下に「(農業用施設災害関連事業又は災害関連農村生活環境施設復旧事業(以下これを「災害関連事業」という。))に係るものにあつては、別に定める期日)」を加え、同条ただし書中「場合並びに農業用施設災害関連事業及び災害関連農村生活環境施設復旧事業については」を「場合は」に改める。

第六条第一項中「前条の」の下に「規定による」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 経費の配分及び事業計画の概要

第七条を削る。

第八条中「前条第一項の」を「規則第七条の規定による」に改め、「(以下「補助事業者」という。))」を削り、「は、工事」を「(以下「補助事業者」という。))は、工事」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「一」に「を」を「いずれかに」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 補助事業の経費の配分の変更で次に掲げるものをしようとするとき。

イ 工事費から事務費への経費の流用

ロ 工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の流用

第九条第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え、同条を第八条とする。

三 補助事業の内容の変更で次に掲げるものをしようとするとき。

イ 工種別の事業量の三パーセントを超える増減

ロ 工種の新設、変更又は廃止

第十条を第九条とする。

第十一条第一項中「に知事が必要と認める書類を添えて、直ちに」を「直ちに」に改め、同条第二項中「により補助金の交付の申請をした」を「の適用を受けた」に、「なった」を「なった」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を削る。

第十三条中「前条の」を「規則第十四条の規定による」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条第二項中「に理由書及び知事が必要と認める書類を添えて、知事」を「知事」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条中「により補助金の交付の申請をした」を「の適用を受けた」に、「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条中「通知」を「規定による通知」に、「者が」を「者(災害関連事業にあつては、第三条の規定により採択申請を行った者)」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(財産の管理)

第十五条 規則第二十二條第二項ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第二十二條第二項第四号の知事が別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が五十万円以上の財産とする。

3 補助事業者が知事の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産

を処分することにより収入があつたときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

第十七条を削る。

第十八条の見出し中「、指示」を「及び指示」に改め、同条中「ときは」の下に「補助事業者に対して」を加え、「求め、又は職員の命じて」を「せよ、又はその職員に」、「検査させ、その他必要な指示をするものとする」を「検査させることができる」に改め、同条に後段として次のように加え、同条を第十六条とする。

この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をすることができる。

第十九条を削り、第二十条を第十七条とする。

第二十条中「土地改良事業補助金交付規程」を「香川県土地改良事業補助金交付規

程」に改め、同条中「「都 町 大字 字 及び」

第二十条中「年 月 日付」を「年 月 日付け」に、「内示」を「内定通知」に、「土地改良事業補助金交付規程第6条」を「香川県土地改良事業補助金交付規程第6条第1項」に改め、同条中「「及び」

経費の配分及び事業計画の概要

事業名	地区名	費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
				事業量	事業費 円	事業量	事業費 円	事業量	事業費 円	補助金	補助率	補助金以外の財源		事業量	事業費 円		
								補助金		補助率		補助金以外の財源					
								国費	県費	市町費	土地改良区その他						
								円	円	円	円						
		小計															
		事務費															
		計															

- 注 1 費目欄には、本工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、実施設計費、工事雑費等の工事費の費目を記入すること。
- 2 工種欄には、堤体工、取水施設工等の工種を記入すること。
- 3 備考欄には、当該地区の受益面積、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業完了後の施設の予定管理者を記入すること。
- 4 実施設計書を添付すること。

郷川叩整代印「(第8条関係)」也「(第7条関係)」ハ「年 月 日付」也
 「年 月 日付け」ハ「土地改良事業補助金交付規程第8条」也「香川県土地改
 良事業補助金交付規程第7条」ハ「お届けします」也「届け出ます」ハ込込^㉞。
 郷川叩整代印「(第9条関係)」也「(第8条関係)」ハ「年 月 日付」也
 「年 月 日付け」ハ「土地改良事業補助金交付規程第9条」也「香川県土地改
 良事業補助金交付規程第8条」ハ込込^㉞ 回整代印「関係書類」とは、^㉞「^㉞」
 別紙2」也「及び別紙2」ハ「赤字又は()書で二段書」也「括弧書きで二段書き」
 ハ「をいう」也「を添付すること」ハ込込^㉞。

郷川叩整代印「(第10条関係)」也「(第9条関係)」ハ「印」也「㉞」ハ「土
 地改良事業補助金交付規程第10条」也「香川県土地改良事業補助金交付規程第9条」ハ
 「進抄率」也「進抄率」ハ込込^㉞。

郷川叩整代印「(第11条関係)」也「(第10条関係)」ハ「年 月 日付」也
 「年 月 日付け」ハ「土地改良事業補助金交付規程第11条第1項」也「香川県
 土地改良事業補助金交付規程第10条第1項」ハ込込^㉞。

郷川叩整代印「(第11条関係)」也「(第10条関係)」ハ「年 月 日付」也
 「年 月 日付け」ハ「土地改良事業補助金交付規程第11条第1項」也「香川県
 土地改良事業補助金交付規程第10条第1項」ハ込込^㉞ 回整代印^㉞ハ^㉞の^㉞に^㉞取^㉞
 込^㉞。

注 別紙1から別紙3まで及び第2号様式別紙1に準じて作成した書類を添付するこ
 と。

第十七号様式別紙1を削ぐ、別紙2を別紙1と同一回整代印の^㉞に^㉞加^㉞え^㉞。

残材料調書

事業名	地区名	名称	形状・寸法	数量	単価 円	金額 円	検収又は取得 の年月日	備考

別紙 3

財産管理台帳

事業名	地区名	名称	形状 寸法	数量	単価 円	取得 金額 円	検収又は取得 の年 月 日	処分制限期間		処分の 類別	処分の状 況		備 考
								耐用 年数	処分制限 年月日		処分年月日	補助金 返還額 円	

- 注 1 香川県補助金等交付規則第22条第2項第1号から第3号までに掲げる財産及び香川県土地改良事業補助金交付規程第15条第2項に規定する財産について記入すること。
- 2 数年にわたつて施工する施設については、完成した年度で記入するものとし、備考欄に施工期間を記入すること。
- 3 備考欄には、当該事業に係る補助率等を記入すること。

第9号様式（第12条関係）

土地改良事業補助金概算払請求書

年 月 日

香川県知事 殿

補助事業者の所在地、
名称及び代表者氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあつた土地改良事業補助金について、香川県土地改良事業補助金交付規程第12条第2項の規定により、次のとおり概算払をされるよう請求します。

金 円也

支払の方法	口座振替払 <input type="checkbox"/>	銀行 (支) 店							現金払 <input type="checkbox"/>
		預金種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座番号				
		(フリガナ) 口座名義							

- 注 1 希望する支払の方法の□の箇所にㄥ印を付してください。
 2 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□の箇所にㄥ印を付してください。
 3 現金払は、指定金融機関の店舗名を記載してください。
 4 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
 5 印影届は、現金払の場合に請求印と同じ印（代理受領者にあつては、代理受領者の印）を押してください。
 6 別紙概算払請求内訳を添付してください。

印影届

別紙

概算払請求内訳

1 概算払の請求の理由

2 事業遂行状況

地区名	費口	実施計画		出来高		進捗率 (B) / (A) %	既受額 円	今回 請求額 円	残 額 円
		事業費 (A) 円	補助金 円	事業費 (B) 円	補助金 円				
計									

3 事業完了予定年月日 年 月 日

第十一号第三号「(第15条関係)」や「(第13条関係)」及び「印」や「⑧」及び「土地改良事業補助金交付規程第15条」や「香川県土地改良事業補助金交付規程第13条」及び「平成」や「元」。

第十一号第三号「(第16条関係)」や「(第14条関係)」及び「年 月 日付」や「年 月 日付」及び「事業費の決定通知のあった」や「内定通知のあった(採択申請を行った)」及び「土地改良事業補助金交付規程第16条」や「香川県土地改良事業補助金交付規程第14条」及び「元」。

係 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成十五年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の各規程の規定は、平成十五年度分以降の補助金について適用し、平成十四年度分までの補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の各規程に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。